

## 第7章 排水基準等

### 1 排水基準(下水道関係)

#### (1) 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準 ア 有害物質に関する項目

項目	許容限度	項目	許容限度
※カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
※シアン化合物	1 mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物	1 mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
※六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
※水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	8 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L		

(備考)

- 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物についての排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。
- 3 ※の項目は、上乘せ排水基準がある。

#### イ 生活環境に関する項目

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	銅含有量	3 mg/L
※生物学的酸素要求量(BOD)	160(120) mg/L	亜鉛含有量	2 mg/L
※化学的酸素要求量(COD)	160(120) mg/L	溶解性鉄含有量	10 mg/L
※浮遊物質(SS)	200(150) mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類含有量	クロム含有量	2 mg/L
	動植物油類含有量	大腸菌群数	日間平均3000個/cm <sup>3</sup>
フェノール類含有量	5 mg/L	窒素含有量	120(60) mg/L
		燐含有量	16(8) mg/L

(備考)

- 1 ( )内は日間平均
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 4 BODについては海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについては海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 5 窒素含有量・燐含有量については環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 6 ※の項目は、上乘せ排水基準がある。

#### (2) (別表) 窒素含有量及び燐含有量規制対象の湖沼及び海域 (平成22年7月27日 環境省告示第42号)

項目	規制対象湖沼名	所在地	項目	規制対象湖沼名	所在地
窒素・ 燐 規制 対象 湖 沼	大座法師池	長野市	燐 規制 対象 湖 沼	菅平ダム貯水池(菅平湖)	上田市
	裾花ダム貯水池	長野市		松川ダム貯水池	飯田市
	奥裾花ダム貯水池	長野市		豊丘ダム貯水池	須崎市
	内村ダム貯水池	上田市		青木湖	大町市
	諏訪湖	岡谷市、諏訪市、下諏訪町		大町ダム貯水池	大町市
	美和ダム貯水池(美和湖)	伊那市		木崎湖	大町市
	七倉ダム貯水池	大町市		高瀬ダム貯水池	大町市
	白樺湖	茅野市、立科町		中綱湖	大町市
	沓沢湖	塩尻市		北竜湖	飯山市
	三浦ダム貯水池(三浦貯水池)	王滝村		野々海池	飯山市、栄村
	琵琶池	山ノ内町		みどり湖	塩尻市
	丸池	山ノ内町		奈良井ダム貯水池	塩尻市
	大沼池	山ノ内町		香坂ダム貯水池	佐久市
	燐 規制 対象 湖 沼	戸隠水源湖		長野市	古谷ダム貯水池
美鈴湖		松本市	金原ダム貯水池	東御市	
奈川渡ダム(梓湖)		松本市	猪名湖(松原湖)	小海町	
水殿ダム貯水池		松本市	白駒池	小海町、佐久穂町	
稲核ダム貯水池		松本市	湯川ダム貯水池	御代田町	
沢山池		上田市	女神湖	立科町	

燐規制対象湖沼	横川ダム貯水池	辰野町	窒素・燐規制対象海域	東京湾 伊勢湾	
	箕輪ダム貯水池	箕輪町			
	小渋ダム貯水池(小渋湖)	中川村、松川町、大鹿村			
	片桐ダム貯水池	松川町			
	味噌川ダム貯水池	木祖村			
	牧尾ダム貯水池(御岳湖)	木曾町、王滝村			
	スズラン湖	麻績村			
	北山ダム貯水池(かたくりの湖)	麻績村			
	小仁熊ダム貯水池	筑北村			
	野尻湖	信濃町			
霊仙寺湖(県外)	飯綱町				
佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	静岡県浜松市及び愛知県北設楽郡豊根村				
矢作ダム貯水池(奥矢作湖)	岐阜県恵那市及び愛知県豊田市				

### (3) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準

#### ア 有害物質

カドミウム	全シアン	六価クロム	水銀
0.05mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.003mg/L

(備考)

- 1 この表の基準は、県区域全体に適用する。
- 2 この表の基準は、昭和54年10月31日において既設又は設置工事中の500m<sup>3</sup>/日未満の工場又は事業場には適用しない。

#### イ BOD(COD)、SS

区分	BOD又はCOD (mg/L)	SS (mg/L)
73号 下水道終末処理場	30(20)	50(30)

(備考)

- 1 この表の基準は、県区域全体に適用する。
- 2 ( )内は日間平均
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 BODは、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODは、湖沼に排出される排水に限って適用する。

#### ウ 湖沼水域における窒素・燐等

区分	既設		新設		500m <sup>3</sup> /日以上のもの クロム(mg/L)
	20m <sup>3</sup> /日以上のもの 窒素(mg/L)	20m <sup>3</sup> /日以上のもの 燐(mg/L)	20m <sup>3</sup> /日以上のもの 窒素(mg/L)	20m <sup>3</sup> /日以上のもの 燐(mg/L)	
73号 下水道終末処理場	40(20)	4(2)	30(15)	3(1.5)	1

(備考)

- 1 適用水域は、白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域とする。  
ただし、窒素に係る基準は野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖水域には適用しない。
- 2 ( )内は日間平均
- 3 新設の基準は、白樺湖、蓼科湖、諏訪湖では平成6年7月1日以降のもの、野尻湖、青木湖、中綱湖、木崎湖では平成9年10月1日以降のものに適用する。
- 4 クロムの基準は諏訪湖水域において昭和48年6月24日以降に新たに設置されているものについてのみ適用する。

### (4) ダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項に基づく排水基準

ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設を設置する事業場から排出される下水を処理する下水道終末処理施設は、10pg-TEQ/Lの水質排出基準が適用される。

2 下水排除基準

(令和2年度末現在)

排除基準適用対象			特定施設の設置者						特定施設を 設置してい ない者	
日平均排水量			500m <sup>3</sup> /日 以上	500m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> /日以上		50m <sup>3</sup> /日未満				
下水排除基準項目	単位	設置時期に 拘らず	右欄以降の 設置	s54.10.31以前の設置		右欄以降の 設置	s54.10.31以前の設置			
政 令 の 基 準	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	シアン化合物	mg/L	0.5	0.5	1	0.5	0.5	1	0.5	
	有機燐化合物	mg/L	1	1	1		1	1	1	
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	六価クロム化合物	mg/L	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	
	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出		不検出		不検出	不検出	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003		0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04		0.04	0.04	0.04	
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1		1	1	1	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4		0.4	0.4	0.4	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3		3	3	3	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06	0.06	
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02		0.02	0.02	0.02	
	チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06		0.06	0.06	0.06	
	シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03		0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	
	ほう素及びその化合物	mg/L	10	10	10		10	10	10	
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8	8	8		8	8	8	
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5		0.5	0.5	0.5		
そ の 他	フェノール類	mg/L	5	5	5		5	5	5	
	銅及びその化合物	mg/L	3	3	3		3	3	3	
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2		5	5	2	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	10	10		10	10	10	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	10	10		10	10	10	
	クロム及びその化合物 注)6	mg/L	2	2	2		2	2	2	
ダイオキシン類 注)7	pg-TEQ/L	10	10	10		10	10	10		
条 例 で 定 め る 基 準	有害物質	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/L	380 (125)	380 (125)	380 (125)	380 (125)	380 (125)	380 (125)	
		水素イオン濃度(pH)		5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	そ の 他	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
		浮遊物質(SS)	mg/L	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	mg/L	5	5	5	5	5	5
			動植物油脂類	mg/L	30	30	30	30	30	30
		窒素含有量	mg/L	240 (150)	240 (150)	240 (150)	240 (150)	240 (150)	240 (150)	
		燐含有量	mg/L	32 (20)	32 (20)	32 (20)	32 (20)	32 (20)	32 (20)	
		温度(°C)	°C	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)	
		沃素消費量	mg/L	220	220	220	220	220	220	

(注) 1  内は直罰等による規制に係る排除基準である。

2  内は除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。除害施設の設置等の義務は条例で規定する。

3 アンモニア性窒素等含有量、pH、BOD、SS、窒素含有量、燐含有量、温度に係る( )内の数値は、製造業又はガス供給業に係る事業場から排除される汚水の合計量が、終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例で定める排除基準の限度である。

4 フェノール類からクロムまでの項目のうち、水質汚濁防止法に基づく上乗せにより50m<sup>3</sup>/日未満の事業場も規制の対象となるものがあり、下水道法上も直罰の対象となる。(表の  部分)該当する業種は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場である。

5 窒素含有量、燐含有量についての基準は、終末処理場の放流水に窒素、燐の排水基準が適用されている場合に限る。

6 諏訪湖流域の500m<sup>3</sup>/日以上の一部業種のみ1mg/Lが適用される。

7 ダイオキシン類に係る排除基準を超過した場合の直罰の適用は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する事業場が対象となる。

8 市町村条例により内容が異なることがある。